

請負工事成績評定点の公表に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条及び同指針第2の第4項（1）の規定に基づき、評定点の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、和歌山市工事成績評定要領（平成14年2月28日付け和建総第620号助役通知。以下「要領」という。）第2条に定める成績評定の対象工事（以下「工事」という。）とする。

(公表の方法)

第3条 公表は、工事成績評定点一覧表（別表第1、以下「一覧表」という。）を和歌山市のホームページに掲示する方法で行うものとする。

2 公表は、完成検査が完了した工事について、翌月に行うものとする。

3 要領第10条第1項の規定による評定の修正を行ったときは、その修正結果を受注者に通知した後、速やかに修正後の評定点を公表するものとする。

(公表の期間)

第4条 公表期間は、完成検査が完了した日の翌年度から起算して5年間とする。

2 前条第3項の規定により評定を修正した場合の公表期間は、前項の規定を準用する。この場合において、完成検査が完了した日とあるのは、評定を修正した日と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成15年 7月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 5月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年 5月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表第1

工 事 成 績 評 定 点 一 覧 表 (年 月完了分)

[illegible]